

令和2年度  
ヒヤリ・ハット活動推進運動 埼玉

実施要領



令和2年4月1日～令和3年3月31日

主唱者 建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会  
協賛 埼玉労働局・各労働基準監督署

## 1 運動の趣旨

建災防埼玉県支部においては、本年度より新たに「ヒヤリ・ハット活動推進運動 埼玉」を展開することと致しました。

労働災害をなくすためには、重大な災害や軽微な災害の背景にある不安全行動・不安全状態をなくし、危険のない作業所にしていかなければなりません。

本年度においては、本運動にて危険に対する感受性を高め、危険の芽を摘み取り、作業所における災害ゼロを達成するため、県内会員事業場において「ヒヤリ・ハット活動推進運動 埼玉」を積極的に展開することと致します。

## 2 期 間

実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

強調月間：令和2年10月1日～令和2年10月31日

## 3 主 唱 者

建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会

## 4 協 賛

埼玉労働局・各労働基準監督署

## 5 実 施 者

各事業場（事業場とは県内業者にあつては会社全体を、県外業者にあつては支店又は営業所単位をいい、作業所を含む）

## 6 主唱者の実施事項

### I 実施事項

- (1) 建設事業場に対し、実施要領、懸垂幕等により、運動の周知を図る。
- (2) 賛同事業場の取りまとめを行う。
- (3) 支部・分会において実施する研修会等を通じて運動の周知を図る。
- (4) 報道機関、支部広報紙等を通じて広報活動を行う。
- (5) 県下一斉パトロール並びに支部安全指導者パトロール等において、運動の実施・定着状況を確認する。
- (6) 運動の実施状況を把握し、結果を取りまとめる。

### II 強調月間における実施事項

- (1) 埼玉県建設業労働災害防止大会において、運動の周知徹底を図る。
- (2) 運動の推進状況を把握し、定着を図る。

## 7 賛同事業場の実施事項

### I 事業場の実施事項

- (1) 賛同事業者は、運動実施責任者を選任し、賛同書〔様式1〕を所属分会へ提出する。
- (2) 運動実施責任者の実施事項
  - ・事業場並びに作業所において、運動実施の為の支援を行う。
  - ・作業所教育報告書〔様式2〕を取りまとめ、事業場運動報告書〔様式3〕にて四半期毎に所属分会へ提出する。
  - ・作業所における、運動の実施状況を確認する。

### II 作業所の実施事項

- (1) 懸垂幕を掲示する。
- (2) 新規入場時教育等の際、ヒヤリ・ハット教育資料を積極的に活用し教育する。
- (3) 教育を受けた者は、教育修了者シールをヘルメットに貼り付ける。
- (4) ヒヤリ・ハット教育資料を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。
- (5) 作業所教育報告書〔様式2〕を作成し、運動実施責任者に提出する。

## 8 運動実施の流れ

- 1 事業者は運動実施責任者を選任し、賛同書〔様式1〕により運動への参加を表明する
  - ・ 賛同書を所属分会へ提出する。
  - ・ 分会は取りまとめた賛同書を支部へ提出する。
- 2 作業所において懸垂幕を掲示し、運動の周知を図る
  - ・ 運動実施責任者は事業場並びに作業所に、本運動の概要を説明する。
- 3 新規入場時教育等の際、ヒヤリ・ハット教育資料を積極的に活用し教育する
  - ・ ヒヤリ・ハット教育資料を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。
- 4 教育を受けた者は、教育修了者シールをヘルメットに貼り付ける
- 5 作業所において作業所教育報告書〔様式2〕を作成し、運動実施責任者へ提出する
  - ・ 教育修了者の人数を集計する。
  - ・ 四半期ごとに作業所教育報告書を提出する。
- 6 運動実施責任者は、取りまとめた作業所教育報告書〔様式2〕の結果を事業場運動報告書〔様式3〕にて分会へ提出する
  - ・ 四半期ごとに事業場運動報告書を提出する。
- 7 分会は、事業場運動報告書〔様式3〕を取りまとめ支部へ提出する
  - ・ 四半期毎に事業場運動報告書を取りまとめ提出する。

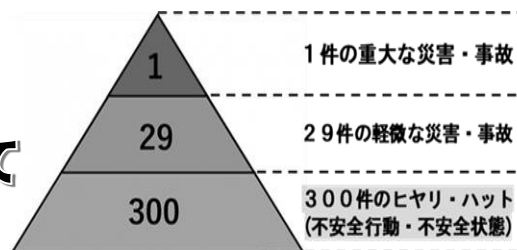
## 9 ヒヤリ・ハットとは

ヒヤリ・ハットとは作業を行っている中、もう少しでケガをしそうで危なかった状況を言います。（※実際に災害が起きてしまった事例はヒヤリ・ハットとは言いません。）

**「ヒヤリとした! ハットした! 」⇒「放置すると災害につながる」**

1件の重大な災害や事故には、29件の軽微な災害や事故、300件のヒヤリ・ハットが存在しているといわれています。

### ハインリッヒの法則



**災害を防止する為  
ヒヤリ・ハット情報を共有して  
今後の安全対策に役立よう!**

本運動の実施要領ならびに、各様式は建災防埼玉県支部ホームページ (<http://www.kensaibou-s.com>)よりダウンロードすることができます。